

消費者教育の推進について

消費者庁消費者教育・地方協力課

○消費者教育推進のこれまでの取組

「消費者基本法改正」平成16年6月2日施行

「消費者教育の推進に関する法律」平成24年8月22日成立、同12月13日施行

消費者庁に「消費者教育推進会議」設置 平成25年3月6日第1回会議

- ・ 委員相互の情報交換
- ・ 「基本方針」作成・変更に見

「消費者教育の推進に関する基本方針」平成25年6月28日閣議決定

- ・ 消費者教育推進会議における更なる議論
- ・ 地方公共団体における消費者教育推進協議会の設置、消費者教育推進計画の策定等の取組

「消費者教育推進会議取りまとめ」平成27年3月5日公表

- ・ 消費者市民社会における消費者の具体的行動例
- ・ 多様な担い手による消費者教育の実践に向けた事例の提示
- ・ 地域における多様な主体の連携・協働に向けた提案・事例の提示

「第二期消費者教育推進会議」スタート 平成27年7月～

- ・ 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の見直しに向けた論点整理
- ・ 社会情勢等の変化に対応した課題

○消費者教育推進法

消費者教育の推進に関する法律の概要

国と地方の責務と実施事項	
国	地方公共団体
責務(第4条) 消費者教育の推進に関する総合的な施策策定、実施	責務(第5条) 団体の区域の社会的経済的状況に応じた施策策定、実施(消費生活センター、教育委員会その他の関係機関と連携)
財政上の措置(第8条) 推進に必要な財政上の措置(地方は努力義務)	都道府県消費者教育推進計画 市町村消費者教育推進計画 ・基本方針を踏まえ策定(努力義務)
基本方針(第9条) ・消費者庁・文部科学省が案を作成、閣議決定 ・基本的な方向 ・推進の内容等	消費者教育推進会議(第19条) 消費者庁に設置(いわゆる8条機関) ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②基本方針の作成・変更(意見)
基本理念(第3条) ・消費者生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成 ・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援	消費者教育推進地域協議会(第20条) 都道府県・市町村が組織(努力義務) ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②推進計画の作成・変更(意見)
体系的推進 ・幼児期から高齢期までの段階特性に配慮 効果的推進 ・場(学校、地域、家庭、職場)の特性に対応 ・多様な主体間の連携 ・消費者市民社会の形成に關し、多角的な情報提供 ・非常時(災害)の合理的行動のための知識、理解 ・環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携	委員(内閣総理大臣任命) ～消費者、事業者、教育関係者、消費者団体、学識経験者等 ※委員は20名以内、任期2年、幹事、専門委員を置く(政令で規定)
消費者団体(努力義務)(第6条) ～自主的活動・協力 事業者・事業者団体(努力義務) ～施策への協力・自主的活動(第7条) ～消費者生活の知識の提供、従業員の研修、資金の提供(第14条)	努力義務(国および地方) ○教材の活用等(第15条) ○調査研究(第17条) ○情報の収集(第18条)
	義務付け(国・地方) ○学校における消費者教育の推進(第11条) 発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、人材の活用 ○大学等における消費者教育の推進(第12条) 学生等の被害防止のための啓発等 ○地域における消費者教育の推進(第13条) 高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供 ○人材の育成等(第16条)
	(検討)(附則) ○法律の施行後5年を目途として、施行状況に検討を加え、必要がある場合には所要の措置を講ずる。

※施行日：平成24年12月13日(公布日：平成24年8月22日)

○消費者教育推進基本方針

消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針) 平成25年6月28日 閣議決定 国・地方、多様な担い手の指針

平成25年度～29年度の5年間

○消費者教育の推進に関する法律第9条(平成24年12月施行)

○内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成、閣議で決定。

～平成25年3月より消費者教育推進会議開催、消費者委員会の意見聴取、消費者等の意見反映。

○基本方針を踏まえ、都道府県消費者教育推進計画、市町村消費者教育推進計画を作成(努力義務)

○基本方針の方向→誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進
○手段＝幅広い担い手(国・地方、民間、消費者自身)の支援、育成
担い手間の連携、情報共有の促進

Ⅰ 消費者教育の推進の意義

経済社会の変化
・グローバル化/高度情報化/高齢化⇒消費者被害の多様化・複雑化
・大量生産 大量消費 大量廃棄/大震災の経験⇒消費行動の課題

ルール整備、厳格な法執行、消費者支援、救済施策

+

・消費者の自立を支援
被害に遭わぬ消費者、合理的意思決定のできる消費者の育成
・消費者市民社会の形成に寄与
よりよい市場、よりよい社会の発展に積極的に関与する消費者の育成

Ⅱ 消費者教育の推進の基本的な方向

○消費者教育の体系的推進 領域・段階ごとに目標を設定
情報の「見える化」⇒多様な担い手が共有



○国からの地方支援
財政支援、情報提供による支援

○各主体の役割と連携・協働
・国と地方公共団体
・消費者行政と教育行政
・地方公共団体と消費者団体、事業者団体

地域における多様な主体間のネットワーク化(消費者教育推進地域協議会)

○環境教育・食育・金融経済教育・法教育等との連携推進
連携・展開による相乗効果・教材等の共通化など

Ⅲ 消費者教育の推進の内容

1 様々な場での推進
・学校(小・中・高校、大学、専門学校等)
・地域社会(地域、家庭)
・職場

行政各部局間、多様な担い手との連携

消費者行政部局と教育行政部局、福祉関係部局、商工部局との連携
(高齢者・障害者見守り、担い手としての事業者・事業者団体との連携)

消費生活センターを拠点化(消費者教育・人材育成)

←国民生活センターが支援

コーディネーターの育成、活用

多様な関係者のつなぎ役、地域と学校のつなぎ役

2 人材(担い手)の育成、活用
・小・中・高校、大学の教職員
・消費者団体、NPO、地域福祉関係者
・事業者・事業者団体等
・消費者

効果的な情報提供の方策の開発

～特に高齢者、障害者向け
モデル地区における先進的な実践
消費者市民社会概念の研究、普及
コーディネーターの育成 / 情報提供

消費者学習の国民的な運動

多様な実践を共有し、相互に連携・協働できる場の提供
優れた活動を奨励
(消費者支援功労者表彰制度等)
消費者教育の日、週などの制定

Ⅳ 関連する他の消費者施策との連携

1 安全・安心の確保
2 自主的・合理的な選択の機会確保
3 消費者意見の反映・透明性確保
4 苦情処理・紛争解決の促進

事故・トラブル情報の迅速的確な分析、原因究明 ⇒ 教材への反映
食品と放射能に関する理解増進
リスクコミュニケーションの強化
食品表示の理解増進

Ⅴ 今後の消費者教育の計画的な推進

1 今後の推進方策
・各都道府県、市町村での推進の支援
・推進会議・小委員会での検討、施策への反映
・専門委員・地域ごとの代表を任命

2 基本方針の達成度の検証(5年の見直し)
見直し
・達成度の検証

地方支援
推進会議の地方開催
推進計画策定、地域協議会設置に向け、事務局の作成・説明会等で情報提供
・消費者教育推進のための指標化
・すべての都道府県で推進計画の策定、地域協議会の設置を目指し、支援

○消費者教育の体系イメージマップ

各期の特徴	幼児期		小学生期		中学生期		高校生期		成人期	
	特に関心者	成人一般	特に関心者	成人一般	特に関心者	成人一般	特に関心者	成人一般	特に関心者	成人一般
各期の特徴	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期		
重点領域	消費がもつ影響力の理解	持続可能な消費の実践	消費者の参画・協働	商品安全の理解と危険を回避する能力	トラブル対応能力	選択し、契約することへの理解と考える態度	生活を設計・管理する能力	情報の収集・処理・発信能力	情報社会のルールや情報モラルの理解	消費生活情報に対する批判的思考力
消費者市民社会の構築	消費がもつ影響力の理解	持続可能な消費の実践	消費者の参画・協働	商品安全の理解と危険を回避する能力	トラブル対応能力	選択し、契約することへの理解と考える態度	生活を設計・管理する能力	情報の収集・処理・発信能力	情報社会のルールや情報モラルの理解	消費生活情報に対する批判的思考力
商品等の安全	消費がもつ影響力の理解	持続可能な消費の実践	消費者の参画・協働	商品安全の理解と危険を回避する能力	トラブル対応能力	選択し、契約することへの理解と考える態度	生活を設計・管理する能力	情報の収集・処理・発信能力	情報社会のルールや情報モラルの理解	消費生活情報に対する批判的思考力
生活の管理と契約	消費がもつ影響力の理解	持続可能な消費の実践	消費者の参画・協働	商品安全の理解と危険を回避する能力	トラブル対応能力	選択し、契約することへの理解と考える態度	生活を設計・管理する能力	情報の収集・処理・発信能力	情報社会のルールや情報モラルの理解	消費生活情報に対する批判的思考力
情報とメディア	消費がもつ影響力の理解	持続可能な消費の実践	消費者の参画・協働	商品安全の理解と危険を回避する能力	トラブル対応能力	選択し、契約することへの理解と考える態度	生活を設計・管理する能力	情報の収集・処理・発信能力	情報社会のルールや情報モラルの理解	消費生活情報に対する批判的思考力

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすきよう整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

○第二期消費者教育推進会議(27年7月～)における検討事項

(1) 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)の見直しに向けた論点整理

関係省庁、地方公共団体及び消費者団体からヒアリング実施済
今後、事業者団体等からヒアリング

・基本方針の見直しに向けた施策の実施状況の確認
・都道府県等消費者教育推進計画等調査の実施

基本方針の見直し
に向けた論点整理
(～29年6月)

(2) 社会情勢等の変化に対応した課題

①学校における消費者教育の充実方策について

⇨ 「学校における消費者教育の充実に向けて」を提案(28.4.28) ⇨

消費者庁から文部科学省に対し
周知依頼の通知を发出(28.6.23)

②若年者への消費者教育(成年年齢引下げに向けた環境整備)の充実

⇨ 若年者の消費者教育に関するワーキングチームの設置 ⇨

平成28年度中に高等学校の授業
用教材を作成

③消費者市民社会の形成への参画の重要性の理解促進

⇨ 消費者市民社会普及ワーキングチームの設置 ⇨

平成28年度中に消費者市民社会
啓発資料を作成

⇨ ④高齢者等への対応 ⇨

⇨ ⑤関係者との連携・協働 ⇨

関係者からのヒアリングを実施(※(1)参照)し、
先進事例の把握・紹介

学校における消費者教育の充実に向けて

(平成28年4月 消費者教育推進会議 提案)

- ・ 高齢化、高度情報通信社会、グローバル化の進展
- ・ 社会的課題に配慮した商品・サービスの選択への関心の高まり
- ・ 消費者市民社会の形成への参画に消費者教育の視野が拡大

次期学習指導要領に関する議論の開始も契機として、学校における消費者教育の一層の充実に必要

消費者教育に割かれている時間は不十分

- ・ 学習指導要領における内容は着実に充実
- ・ 一方、実践的な観点からは不十分

機会(時間)の確保

- ・ 教科横断的な取組
 - ➡ 家庭科や社会科学などにとどまらず様々な教科・科目を通じ、教科横断的に関連付けて実施
- ・ 学校全体としての取組
 - ➡ 各学年、各科目の取組を集約し校内で情報共有
- ・ 授業展開方法の収集・提供
 - ➡ 消費生活センターや教育委員会が事例収集、提供

教員の指導力の向上が不可欠

- ・ 様々な教科・科目における、消費者教育の効果的・効率的な実践
- ・ そのためには、教員の指導力向上が不可欠

教員の教育・研修

- ・ 教員の養成・研修のあらゆる機会を利用
 - ➡ 大学の教養課程及び教職課程、教員研修で実施
- ・ 実践的な能力を身に付ける
 - ➡ 消費生活センター等での業務体験も有効

変化する消費者問題等への対応

- ・ 社会情勢の変化に応じて刻々と変化する消費者問題
- ・ 対応には教員の指導力向上だけでは限界

外部人材の活用

- ・ 他の外部講師へ手法を伝達する仕組みの構築
 - ➡ 国民生活センター等での研修を地域で伝達
- ・ 情報交換や先進的な事例の共有
 - ➡ 近隣の消費者行政担当部局、消費生活センター
- ・ 学校のニーズに応じた授業
 - ➡ 教育委員会、消費者行政担当部局、消費生活センターとの連携・調整

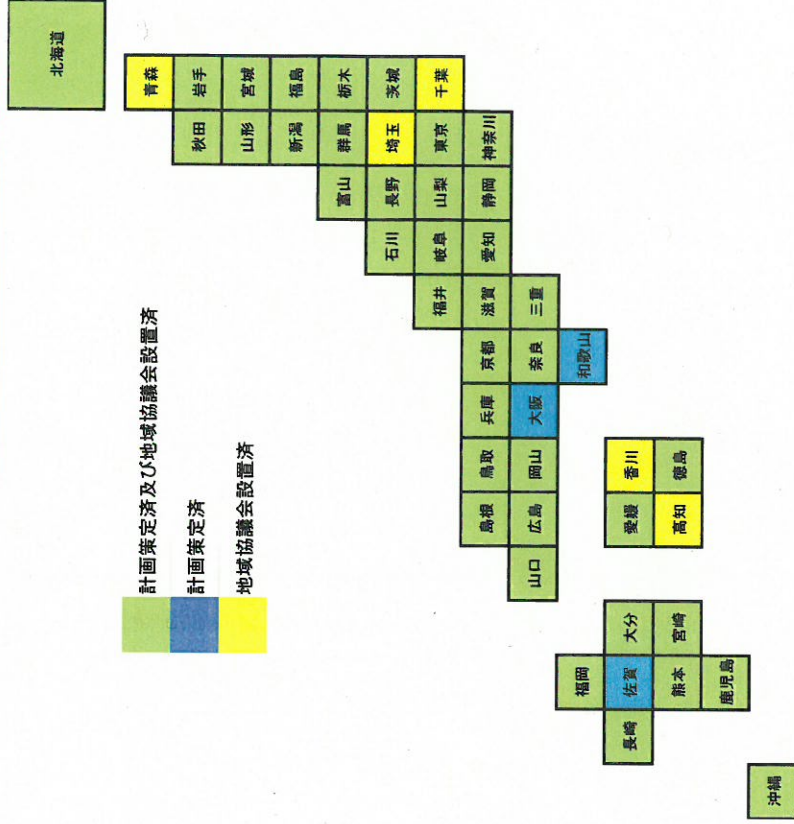
※消費者庁から文部科学省に対し周知依頼の通知を发出(平成28年6月23日)

○消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置状況

計画は42都道府県12政令市で策定済、協議会は44都道府県14政令市で設置(平成28年9月1日現在)

⇒(目標)全都道府県・政令市で計画策定・協議会設置(地方消費者行政強化作戦(平成27年3月))

都道府県	計画策定年月日	協議会第一回開催日	都道府県	計画策定年月日	協議会第一回開催日	政令都市	計画策定年月日	協議会第一回開催日
北海道	H.27.3.31	H.26.6.11	滋賀県	H.29.3.31	H.26.10.27	札幌市	H.27.3.5	H.25.12.10
青森県	-	H.27.7.10	京都府	H.26.3.11	H.25.7.19	仙台市	H.28.3.16	H.27.1.9
岩手県	H.27.3.27	H.26.4.21	大阪府	H.27.3.26	-	さいたま市	-	H.27.8.24
宮城県	H.28.3.15	H.26.7.24	兵庫県	H.27.3.19	H.26.11.26	千葉市	H.27.8.26	H.26.7.2
秋田県	H.27.3.20	H.26.7.29	奈良県	H.28.3.25	H.27.2.19	川崎市	-	-
山形県	H.26.3.18	H.25.9.13	和歌山県	H.27.3.2	-	横浜市	H.27.10.1	H.26.12.4
福島県	H.26.12.25	H.26.2.4	鳥取県	H.28.3.30	H.26.9.1	相模原市	H.28.3.3	H.27.7.24
茨城県	H.26.3.20	H.25.9.13	島根県	H.28.3.25	H.26.9.3	新潟市	H.28.7.26	H.28.7.20
栃木県	H.28.2.16	H.26.2.1	岡山県	H.26.3.18	H.25.7.4	静岡市	H.27.3.31	H.25.7.8
群馬県	H.26.3.28	H.27.9.11	広島県	H.27.3.27	H.26.3.18	浜松市	H.28.6.24	H.26.10.29
埼玉県	-	H.27.11.24	山口県	H.25.9.1	H.25.9.1	名古屋市	-	H.27.7.14
千葉県	-	H.26.7.15	徳島県	H.26.3.19	H.25.11.5	京都市	H.27.3.20	H.26.5.30
東京都	H.25.8.20	H.25.6.21	香川県	-	H.25.6.26	大阪市	-	-
神奈川県	H.27.3.31	H.26.9.3	愛媛県	H.26.9.26	H.25.10.30	堺市	H.28.2.4	H.26.11.10
新潟県	H.28.7.27	H.27.3.24	高知県	-	H.26.7.25	神戸市	H.25.12.16	H.25.8.29
富山県	H.26.12.15	H.25.11.15	福岡県	H.26.6.18	H.26.1.23	岡山市	-	-
石川県	H.27.3.16	H.26.3.13	佐賀県	H.28.5.6	-	広島市	-	-
福井県	H.26.3.31	H.27.10.9	長崎県	H.28.3.25	H.26.11.18	北九州市	-	-
山梨県	H.26.3.25	H.25.10.31	熊本県	H.27.2.17	H.25.12.2	福岡市	H.27.3.31	H.25.7.2
長野県	H.26.6.13	H.25.9.2	大分県	H.28.3.31	H.26.11.19	熊本市	-	-
岐阜県	H.26.3.7	H.25.7.23	宮崎県	H.27.6.30	H.26.11.5			
静岡県	H.26.3.4	H.27.5.22	鹿児島県	H.28.3.23	H.26.7.28			
愛知県	H.27.3.24	H.27.7.31	沖縄県	H.27.3.30	H.26.12.5			
三重県	H.27.3.25	H.26.2.25						



2. 国及び地方における消費者教育の推進

国と地方のコロナボレーションによる先駆的プログラム

消費者の安全・安心の確保に向け、消費者問題に関する先駆的なテーマを国から提案、問題意識を共有した上で、地方公共団体の自主性・独自性を確保しつつ、地方の現場での実証実験等を実施。事業終了後、事業の成果・課題等をまとめた報告書を公表し、全国的な波及・展開を目指す。

平成28年度消費者教育関連テーマ

- Ⅱ. 消費者教育の推進(地域における多様な担い手の連携・協働、風評被害の防止等)
 ○多様な主体間の連携・協働や体系立った消費者教育の展開等を促進し、地方の消費者教育を推進

平成28年度(27事業)(平成28年7月15日現在)

北海道	札幌市	消費者教育情報システム構築事業
山形県	山形県	地元大学と消費者団体との連携による消費者教育の充実を図る「消費者啓発“塾”」～“もの言う消費者”という意識を持って行動するために～
山形県	山形県	「学校における消費者教育の推進 ～シニアの知恵と若者のパワーを活かす～」
千葉県	千葉県	消費者教育コーディネーター育成試行事業
富山県	富山県	多様な主体による連携強化・発展型の消費者教育強化事業
岐阜県	岐阜県	情報モラル教材制作委託事業
岐阜県	岐阜県	幼児向け消費者教育実践事業
静岡県	静岡県	ふじのくに圏域における消費者教育推進事業
静岡県	浜松市	倫理的消費啓発事業
静岡県	浜松市	「消費者市民社会」実現のための小学校家庭科教材開発
静岡県	伊東市	地域の事業者と連携した食品ロス削減等に関する消費者教育推進事業

愛知県	名古屋市	消費者市民教育推進事業
愛知県	一宮市	高校における消費者教育モデル事業
三重県	名張市	食育・地産地消に関する消費者教育推進事業
滋賀県	滋賀県	～子どもだって消費者！～子どもたちへの消費者教育推進事業
大阪府	大阪府	高校生期における消費者教育 消費者教育教材の作成
大阪府	大阪府	大学生期における消費者教育
兵庫県	神戸市	「神戸消費電力研究機関」の設立(平成28年度) (愛称:神戸コインズ:“KOBÉ Consumers' power INSTITUTE”)
兵庫県	西宮市	西宮市立図書館における消費者教育
鳥取県	鳥取県	子ども等への倫理的消費(エシカル消費)の普及啓発
鳥取県	鳥取県	将来の賢い消費者育成のためのネットワークづくり
岡山県	岡山県	幼小中高生向け消費者教育プログラム開発事業
山口県	山口県	学校における消費者教育授業の推進
徳島県	徳島県	「エシカル消費」推進プロジェクト(シンポジウム)
徳島県	徳島県	「エシカル消費」推進プロジェクト(研究校)
徳島県	徳島県	“消費生活クロスロード”を活用した消費者カ地域波及プロジェクト
大分県	大分県	非常事態での風評被害に際わされなないためのコミュニケーション事業

○消費者教育ポータルサイト

消費者庁、関係府省、関係機関及び地方公共団体が作成した教材等を
消費者教育ポータルサイトに掲載

消費生活に関する教育のヒントが満載!

消費ポータルサイト

文字サイズ

→ 当サイトについて → 検索 → 消費者教育関連情報 → 掲載 → お問い合わせ

消費者教育ポータルサイトとは

学校や社会の様々な場面で消費者教育を実施したいと考えている方や自学されている方が、教材、講座、取組の情報を検索したり、掲載したりすることができます。

検索

消費者教育に関する教材、講座、取組を検索したい方はこちらから

- ↓ 消費者教育の体系イメージマップ検索
ライフステージ（幼児期～高齢者）とジャンル（重点領域）の組み合わせから、相応しい教材、講座、取組を検索します
- ↓ フリーワード検索
条件絞り込みで探す
- 「消費者教育の担い手向けナビゲーション」からの情報検索
自分の立場（あなたは？）、相手の立場（誰に？）、使う場所（どこで？）といった質問に答えていくことで、教材、講座、取組を検索します

掲載

消費者教育に関する教材、講座、取組を掲載したい方はこちらから

- 「教材」の登録フォーム
「教材情報の入力にあたってのご注意」「記入の手引き」を御確認の上、登録を行ってください
- 「講座」の登録フォーム
「講座情報の入力にあたってのご注意」を御確認の上、登録を行ってください
- 「取組」の登録フォーム
「取組情報の入力にあたってのご注意」を御確認の上、登録を行ってください

消費者教育ポータルサイトとは
消費者教育を担う講師、学校の教職員、専門家、地域住民と関わりのある者を主な利用者として置かれた消費者教育の教材・サービス等の情報検索サイト。国や地方公共団体、消費者団体、事業者団体等から情報が提供され、消費者教育の教材が約795件、取組が約300件、講座が約603件登録されている（2016年3月末時点）。

○これまでの過去の消費者月間統一テーマ一覧

年 度	統一テーマ
昭和63年	「消費者の主体性の確立を目指して」
平成元年	「豊かな生活を創る」
平成2年	「明日の生活文化の創造」
平成3年	「ゆとり、安心、多様性のある生活をめざして」
平成4年	「地球を見つめた暮らし」
平成5年	「くらしの安全、心のゆとり」
平成6年	「かっこいい選択、ゆたかな生活—新時代の消費者像を求めて—」
平成7年	「確かな選択、ひろがるくらし」
平成8年	「活かそう情報、暮らしの中へ」
平成9年	「ともに創ろう 明日の暮らし—規制緩和と自己責任—」
平成10年	「学び、考え、行動する—ともに築こう くらしのルール—」
平成11年	「たしかな情報 かっこいい選択—ともに創ろう新時代—」
平成12年	「考えよう みんなが結ぶ契約」
平成13年	「新世紀をかしこく生きる ～活用しよう消費者契約法～」
平成14年	「安全・安心に暮らせる社会をめざして」
平成15年	「みんな考えてみよう くらしとルール」
平成16年	「しっかり選ぼう 消費者の知恵で」
平成17年	「活かそう権利 めざそう自立」
平成18年	「知恵と勇気で 消費者被害を防ごう」
平成19年	「みんなで築こう 身近な安全・安心」
平成20年	「活かそう 消費者・生活者の視点」
平成21年	「消費者新時代 消費者が主役」
平成22年	「守ろうよ、みんなを！ ～なくそう！高齢者の消費者被害～」
平成23年	「地域で広げよう 消費者の安全・安心」
平成24年	「安全・安心 いま新たなステージへ」
平成25年	「学ぶことからはじめよう ～自立した消費者に向けて～」
平成26年	「つながろう消費者 ～安全・安心なくらしのために～」
平成27年	「みんなであつこう！ 消費者が主役の社会！！」
平成28年	「みんなの強みを活かせ ～安全・安心な社会に—億総活躍～」

○消費者教育推進大使

【消費者教育推進大使の委嘱】

消費者庁では、消費者教育の推進及び消費者市民社会の概念の普及に関する活動を担う地方公共団体公認のマスコットキャラクターに対して、消費者庁長官から「消費者教育推進大使」を委嘱する制度を、2014年年度から始めました。

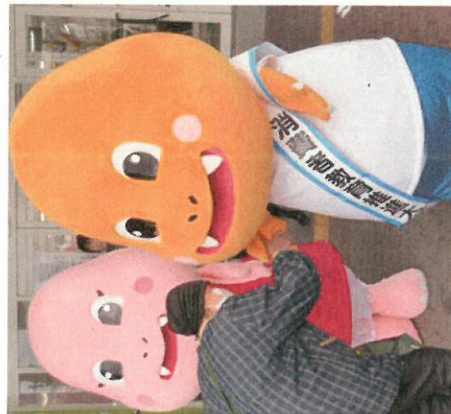
消費者教育を推進していくためには、より多くの方々にとって、消費者市民社会の概念やその構築に向けた取組をより身近なものとすることが重要であり、各地方で親しまれているマスコットキャラクターにも一役買ってもらっています。

各地域において、消費生活展へ出席するほか、出前講座などで活躍しています。

【平成28年度版消費者白書で紹介している大使たち(一部抜粋)】



萩にやん(萩市)



チャゴマン チャマリン
(勝山市)



チー坊(調布市)



一生犬鳴！イヌナキン(泉佐野市)
まなりくん(藤井寺市) もずやん(大阪府)



ふくたん、こうたん、はばたん(兵庫県)

「倫理的消費」調査研究会

(平成27年5月から)

趣旨

より良い社会に向けて、人や社会・環境に配慮した消費行動(倫理的消費)への関心が高まっている。こうした消費行動の変化は、消費者市民社会の形成に向けたものとして位置づけられるものであり、日本の経済社会の高品質化をもたらす大きな可能性を秘めている。

しかしながら、こうした動きは緒に就いたばかりであり、社会的な仕組みも整備されていない。消費行動の進化と事業者サイドの取組が相乗的に加速していくことが重要である。

以上を踏まえ、倫理的消費の内容やその必要性等について検討し、国民の理解を広め、日常生活での浸透を深めるためにどのような取組が必要なのかについて調査研究を行う。

主な検討事項

- (1) 倫理的消費の必要性とその効果
 - ・ 倫理的消費の歴史
 - ・ 倫理的商品(エシカルプロダクツ)の事例
 - (2) 倫理的消費の定義・範囲
 - (3) 倫理的消費の度合い(エシカル度)を計る基準、指標
 - (4) 我が国における倫理的消費の実態調査
 - (5) 海外における倫理的消費の実態調査
 - (6) 倫理的消費を広く普及させていく上での課題と対応併せて、啓発活動の具体化を図る。
- 平成27年度は研究会を6回開催(平成28年度は4回を予定)。平成28年6月に中間取りまとめを公表。

エシカル・ラボ

平成27年12月10日から12日まで開催されたエコプロダクツ2015とタイミングを合わせ、エコプロダクツの参加者を始め、広く倫理的消費についての理解を深めるため、12月12日(土)同会場において消費者庁主催のシンポジウム「エシカル・ラボ」を開催した。

平成28年は倫理的消費への取組が盛んな徳島を本会場とし、東京会場及び鳥取県を中継で結び開催。広く倫理的消費についての理解を深め、取組を推進するため、プログラムは倫理的消費に関する有識者と共に若年層が倫理的消費について学習できる構成とした。

(1) 日 時：平成28年7月24日(日)14:00~17:30

(2) 場 所：(徳島会場)ホテルクレメント徳島4Fクレメントホール(徳島市寺島本町西1-61)
(東京会場)TKPガーデンシティ渋谷1FホールA(東京都渋谷区渋谷2-22-3 渋谷東口ビル)

(3) プログラム：第1部 エシカル・ニュース1 「世界のホットなエシカル消費情報を知ろう！」
第2部 エシカル・トーク 「日本全国にエシカルの輪を広げよう！」
第3部 エシカル・ニュース2 「地域のホットなエシカル消費情報を知ろう！」
第4部 エシカル・メッセージ 倫理的消費に関する若者からのメッセージ発表

高齢者・障害者の消費者被害防止のための見守りの担い手向け視聴覚教材

高めよう！「見守り力」

2016年2月
応用編チャプター3改定
消費者ホットライン188案内

○高齢者や障害者は、「情報弱者」の場合が多い。

→ 直接情報を届けるのではなく、

信頼できる人、face to faceによる情報伝達

→ 見守りをする人の裾野の拡大、

多様な人が見守りの担い手になり得る。

全国の消費生活センター、消費生活相談窓口及び地域で活動をする消費者団体等に配布。

基礎編(ドラマ形式)、応用編(Q&A形式)により構成。
チャプター分けされているので、対象者・時間に合わせた活用が可能。



複製可
ケーブルTV等で放映可

・ DVDの貸出・利用 (問合せ: 03-3507-9149)

<http://www.caa.go.jp/information/index3.html>

消費者教育・啓発に役立つイラスト集

消費者教育・啓発
地方協力課のHPに掲載

パワーポイント、レジュメ、チラシ、広報紙、パンフレット、ポスター等に利用できます！

<http://www.caa.go.jp/region/illustration/index.html>

*イラストを改変せず利用する場合、利用届は不要。
*8ポイント以上で「消費者庁イラスト集より」と記載。



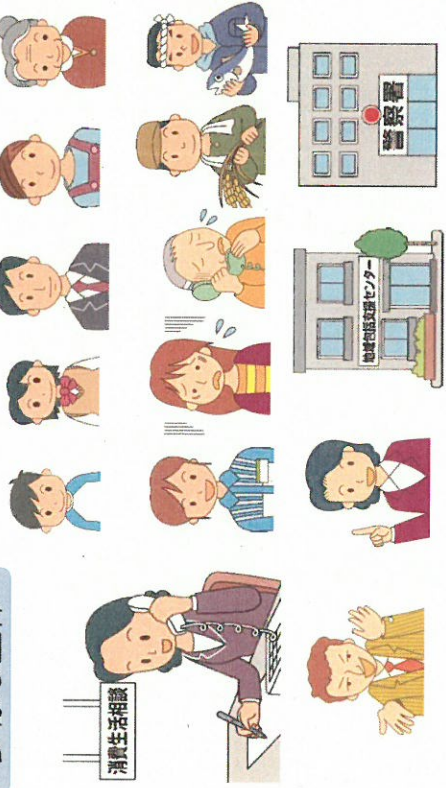
消費者教育・地方協力

イラスト集

- (1) 消費者教育・見守り活動に関する主な人物・機関・団体等 **更新**
- (2) お金、支払い方法、取引方法、金融、司法関係等 **更新**
- (3) 商品・サービス(金融関係を除く。)等 **更新**
- (4) 食・環境・自然関連 **更新**
- (5) 安全関連 **更新**
- (6) 吹き出し(セリアあり)
- (7) 吹き出し(セリアなし)

タイムリーな素材を追加しました！

多様な主体



様々な場面、分野に対応

